

## 各種ご融資完済時における契約書類のご返却について

2026年4月8日

各位

協栄信用組合

平素は協栄信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合ではこれまで、お客様のご返済によって契約が終了いたしました融資契約書類につきまして一律にご返却してまいりましたが、お客様の情報保護の観点より、2026年4月以降に契約が終了（完済）となる契約書類につきましては、ご返却せず当組合で一定期間保管した後、適切に廃棄処分する取扱いに変更させていただきます。

なお、返却をご希望の場合は、お借入完済後3カ月以内にお取引店までお申し出いただければ、ご返却手続きをさせていただきます。

お客様には何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点などございましたら、お取引店までお問い合わせ下さい。

以上